

食品の製造、加工、調理、販売など
に取り組む皆さまへ

HACCPに沿った衛生管理が 完全義務化されました

厚生労働省・農林水産省 2021年6月

これまで実施してきた衛生管理を「見える化」するものです。

食品衛生法が改正され、令和3年6月から、食品の製造、加工、調理、販売などを行う事業者に対し、手洗いや清掃等の一般衛生管理に加え、HACCPに沿った衛生管理が完全義務化されました。

HACCP(ハサップ)とは

食品を扱う過程において、これまでの衛生管理を基本としつつ、食品の安全性を確保するために重要な工程を管理し、その記録を残し、製品の安全性を確保する衛生管理の手法です。食中毒などの健康被害の未然防止につながります。

HACCP制度化の目的

食品の一層の安全を確保するためです。近年、広域的な食中毒の発生や食中毒件数の下げ止まり傾向があり、事業者におけるより一層の衛生管理が必要です。食品の安全性の向上は、消費者からの要請に応えることであり、食品業界の発展に不可欠なことです。

事業者の皆さまが実施すること

- ✓ 皆さまが日々実施する衛生管理の項目を書き出した「衛生管理計画」を作成し、実行した内容を記録に残します。小規模事業者等においては、業種・品目に対応した手引書を参考に作成、実施できます。

○手引書は厚生労働省のHPに掲載されております。

⇒https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000179028_00003.html

- ✓ HACCP実施に役立つ学習教材などの情報は、以下のホームページに掲載しております。是非ご活用ください。

⇒https://www.maff.go.jp/j/shokusan/koudou/what_haccp/kensyu.html

⇒https://www.maff.go.jp/j/shokusan/koudou/koudou_top.html



制度化の対象範囲

- **原則すべての食品等事業者（食品の製造・加工、調理、販売等）が対象**です。農業・水産業における**食品の採取は対象外**です。採取の範囲に関する個別事例は以下の厚生労働省のページをご覧ください。
⇒<https://www.mhlw.go.jp/content/11130500/000774306.pdf>
- 缶詰など常温保存でも食中毒等の健康被害が起こらない食品のみを輸送・販売する業種など、公衆衛生に与える影響が小さい業種については、制度化への対応が必須ではありません。詳細は最寄りの保健所にお問合せください。

ご質問とお答え

Q1 HACCP を実施していなかったらどうなりますか？

A1 保健所から改善指導を受けることとなります。すぐに営業停止になったり、罰則が科されるわけではありません。

Q2 設備投資が必要ですか？

A2 HACCP は工程管理のための手法（ソフト）であり、必ずしも施設・設備（ハード）の整備を求めるものではありません。

Q3 HACCP の認証取得が必要ですか？

A3 認証や承認は必要ありません。事業者様が自ら衛生管理計画を作成し、実施し記録を残すこと、保健所への営業の届出(又は許可)が求められます。

Q4 自分の業種に該当する手引書が見つかりません。どうすればよいですか？

A4 該当する手引書がない場合でも、原材料や製造工程などが類似しており危害要因が共通する業種の手引書を参考に取り組んでください。
必要に応じて保健所にご相談ください。
また、「手引書検索システム」を公表しています。その他、HACCPに関する参考情報を併せて掲載していますのでご参照ください。

⇒https://www.maff.go.jp/j/shokusan/koudou/what_haccp/kensyu.html

①お問い合わせ

【HACCPに沿った衛生管理の制度化について】

食品衛生法の改正については、以下の厚生労働省ホームページに掲載しています。
詳細については最寄りの保健所にご相談ください。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000197196.html>



【その他、本パンフレットに関することについて】

- ・ 農林水産省 大臣官房新事業・食品産業部 食品企業行動室（電話：03-3502-5743）
- ・ 北海道農政事務所 生産経営産業部事業支援課（電話：011-330-8810）
- ・ 東北農政局 経営・事業支援部食品企業課（電話：022-221-6146）
- ・ 関東農政局 経営・事業支援部食品企業課（電話：048-740-0342）
- ・ 北陸農政局 経営・事業支援部食品企業課（電話：076-232-4149）
- ・ 東海農政局 経営・事業支援部食品企業課（電話：052-746-6430）
- ・ 近畿農政局 経営・事業支援部食品企業課（電話：075-414-9024）
- ・ 中国四国農政局 経営・事業支援部食品企業課（電話：086-222-1358）
- ・ 九州農政局 経営・事業支援部食品企業課（電話：096-300-6333）
- ・ 沖縄総合事務局 農林水産部食料産業課（電話：098-866-1673）